

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務 仕様書

1 業務名称

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務

2 業務の目的

本町では、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ大空町」を宣言し、2025 年3月には地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）第21条で定める大空町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）を策定した。実行計画で設定した温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギー導入目標の達成に向けた施策に関して、地域の合意形成を図りつつ、環境に配慮しながら確実に推進していくことが重要となる。

したがって、本業務では、再生可能エネルギーを円滑に導入し、温対法で定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域等を実行計画に位置付けるため、区域の法的規制等の既存資料の情報収集・整理を基に、ゾーニングマップを作成することを目的とする。

なお、本業務で検討対象とする再生可能エネルギーは、本町においてポテンシャルがある一方で、環境への配慮が特に必要と考えられる太陽光発電と陸上風力発電の2種とする。

3 業務の内容

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」や北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」等の各種マニュアル、基準に基づき適切な方法で行うこと。

(1) 計画準備

業務着手後速やかに本町と協議しながら業務計画書を作成するものとする。

(2) 既存情報の収集・整理

ゾーニングを行うために必要な情報として、太陽光発電設備や陸上風力発電設備の設置に関する関係法令や各種規制、土地利用の制限や自然環境の情報等について、環境アセスメントデータベース（EADAS）や再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を基に収集し、自然的・経済的・社会的条件等を整理する。

(3) 追加調査の実施

既存情報の収集では把握できない情報や、地域固有の情報について、関係者ヒアリング（3者以上）等の追加調査を行い、ゾーニングマップの整備に必要なデータとして整備する。

なお、関係者ヒアリング等に係る事前調整、謝金及び旅費等は受託者の負担とする。

(4) 住民意見の収集

地域住民や関係者等を対象に、ゾーニング事業内容の説明、情報共有、意見収集、懸念事項の協議等を図る場を設ける（3回以上）。

(5) ゾーニングマップ案の作成

整理した情報やGIS(地理情報システム)等を活用し、太陽光発電、陸上風力発電に関するゾーニングマップ案を作成する。ゾーニングのエリアは法規制や環境・社会面からの制約等を基に、促進・調整・保全等区分し、各エリアの設定根拠、特徴、課題、考慮すべき点等を明記すること。

なお、作成したゾーニングは町民・事業者がWeb等で確認しやすい形で整備すること。

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討

前項までの検討結果を基に、温対法第21条第5項で定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を定め、地域の脱炭素化のための再エネ施設整備や環境保全、経済及び社会の持続的発展に資する取組等を一体的に行う事業等を検討する。

(7) 再生可能エネルギー事業の検討

ゾーニングマップ案や本町の特性を踏まえつつ、実行計画に即した形で再生可能エネルギー事業を検討する。

(8) 業務報告書の作成

検討内容を基に業務報告書（本編・概要版）を作成する。

(9) 実行計画への検討内容の反映

本業務の検討結果を実行計画に反映しつつ、必要に応じて本町との協議の上で改定案を作成する。

(10) 委員会の開催支援

本町では、本業務実施にあたり、ゾーニングに関する意見交換と、円滑な合意形成を目的とし、地域内のステークホルダーを含む委員会を3回程度開催する予定である。受託者は全会出席するとともに、委員会資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

また、会議の際には、助言・提言を行う専門的知見を有する外部有識者を、本町と協議の上、1名以上出席させること。

なお、委員会に出席する外部有識者に係る事前調整、謝金及び旅費等は受託者の負担とする。

(11) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 電子データ（DVD-R 等）1 式

- ① 業務報告書（本編）
- ② 業務報告書（概要版）
- ③ GIS シェープファイル
- ④ 啓発用マップ（全域、女満別・東藻琴地区別） A 0 判（耐水耐油性） 各 1 0 枚
- ⑤ その他調査結果等関連資料

(2) 留意事項

業務報告書（本編）電子データは、Microsoft 社製 Excel、Word、PowerPoint のいずれかで作成したもので提出すること。

また、電子データは、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。

なお、成果品がウイルスに感染している等により、本町又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及び賠償等の一切について対応すること。

5 その他

- ① 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様書に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- ② 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- ③ 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- ④ 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- ⑤ 本業務は、環境省補助事業である令和 6 年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第 4 号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、交付規定等を遵守し業務を実施すること。